

利用料金の設定額とその考え方

1 利用料金の設定に係る考え方や理由を記載してください。

--

2 有料施設及び付属設備ごとに、利用料金の承認申請料金を記載してください。

(1) 浴場使用料

	区分	単位	現行 料金	利用料金 の範囲	承認申請 料金
一般	大人(中学生以上)	個人1回利用	420 円	420 円	円
	小人(3歳以上小学生以下)	個人1回利用	210 円	210 円	円
	高齢者(65歳以上)	個人1回利用	340 円	340 円	円
	障がい者(大人)	個人1回利用	210 円	210 円	円
	障がい者(小人)	個人1回利用	110 円	110 円	円
	障がい者(高齢者)	個人1回利用	170 円	170 円	円
	介助者(大人)	個人1回利用	210 円	210 円	円
	介助者(高齢者)	個人1回利用	170 円	170 円	円
	大人(中学生以上)	11枚つづり	4,200 円	4,200 円	円
	小人(3歳以上小学生以下)	11枚つづり	2,100 円	2,100 円	円

様式 3-3

(2) 研修室使用料

区分		単位	現行 料金	利用料金 の範囲	承認申請 料金
檜原 蒼社	基本料金	2 時間 30 分まで	5,240 円	5,240 円	円
	超過料金	30 分までごとに	1,050 円	1,050 円	円
桜 紅葉	基本料金	2 時間 30 分まで	2,100 円	2,100 円	円
	超過料金	30 分までごとに	420 円	420 円	円
ふれ あい 交 流 室	基本料金	2 時間 30 分まで	8,380 円	8,380 円	円
	超過料金	30 分までごとに	1,680 円	1,680 円	円

様式 3-3

以下使用料については、「今治市障害者の社会参加のための公の施設の使用料の特例に関する条例」の一部改正が令和 4 年度 9 月議会の議決を得たときにその効力を発するものである。

(1) 浴場使用料

	区分	単位	現行 料金	利用料金 の範囲	承認申請 料金
一 般	大人(中学生以上)	個人 1 回利用	420 円	420 円	円
	小人(3歳以上小学生以下)	個人 1 回利用	210 円	210 円	円
	高齢者(65歳以上)	個人 1 回利用	340 円	340 円	円
	障がい者(大人)	個人 1 回利用	210 円	210 円	円
	障がい者(小人)	個人 1 回利用	110 円	110 円	円
	障がい者(高齢者)	個人 1 回利用	170 円	170 円	円
	介助者(大人)	個人 1 回利用	210 円	210 円	円
	介助者(高齢者)	個人 1 回利用	170 円	170 円	円
	大人(中学生以上)	11 枚つづり	4,200 円	4,200 円	円
	大人(中学生以上) 障がい者割引適用	11 枚つづり	2,100 円	2,100 円	円
	小人(3歳以上小学生以下)	11 枚つづり	2,100 円	2,100 円	円
	小人(3歳以上小学生以下)	11 枚つづり	1,100 円	1,100 円	円

様式 3-3

(2) 研修室使用料

区分		単位	現行 料金	利用料金 の範囲	承認申請 料金
檜原 蒼社	基本料金	2 時間 30 分まで	5,240 円	5,240 円	円
	超過料金	30 分までごとに	1,050 円	1,050 円	円
桜 紅葉	基本料金	2 時間 30 分まで	2,100 円	2,100 円	円
	超過料金	30 分までごとに	420 円	420 円	円
ふれ あい 交 流 室	基本料金	2 時間 30 分まで	8,380 円	8,380 円	円
	超過料金	30 分までごとに	1,680 円	1,680 円	円